



あいさつする小島会長

日本税理士政治連盟は1月12日、衆議院第1議員会館(千代田区)において、幹事会(小林健彦幹事長)を開催した。会議には全国の単位税政連会長が出席した。

会議では、小林幹事長の議事進行のもと、平成29年度税制改正への対応等について報告がされた。また、各単位税政連における国会

税制改正 幹事会で報告

陳情実績は541件に

青木正組織委員長からは、平成27年度会費の徴収状況に関するアンケートの結果報告

委員からは、今年5月の開催を予定している「全国後援会活動活性化会議」の実施について、また、後援会対策委員会が製作を進め

池野光弘委員長からは、昨年の日税政第50回定期大会を記念して発行を予定している記念誌の進捗状況についての報告、及び対

外広報ツールとしてのメールマガジン等の利用方法について説明があった。

幹事会終了後、出席者が各単位税政連に分かれ、地元国會議員を訪問し、新年のあいさつ回りを行った。同日夕には、東京マリオットホテル(品川区)において開催された日税連新年賀詞交歓会に小島会長をはじめ役員が出席し、国會議員等と懇親を深めた。

日税連 新年賀詞交歓会に出席 国會議員と懇親深める

1月12日、東京マリオットホテル(品川区)において、日本税理士会連合会の新年賀詞交歓会が開催され、日税連の小島忠男会長ら役員が参加した。

当日は、単位税政連会長と日税政幹事が、日税連役員とともに出席し、国會議員との懇親を深めた。

本年も来賓として、



小島会長(左)と懇談する塩崎泰久厚生労働大臣



マリオットホテルで盛大に行われた賀詞交歓会



石原伸晃内閣府特命担当大臣(左から2人目)を囲んで



小島会長(左)と懇談する高市早苗総務大臣

一歳四カ月になった我が家の孫は、好奇心のかたまり。何事にも興味津々で怖いもの知らずの彼は、頼りない足取りでまわりの心配をよそにどこへでも進出していく。

今年の節分は、久しぶりににぎやかな豆まきになりそうである▼昼食の後、ヨチヨチ歩きの彼と手をつなぎ、家の近くを散歩するのが私の役目。彼は、交差点で立ち止まるとは往來する車をジッと見つめて、何やら意味不明な言葉を叫んだり、突然空を見上げては、何となく思えば、はるか上空を飛ぶ飛行機を見つけ、飽きることなく目で追いつけている。そのまなざしは真剣で、思わず見とれてしまう。そんな彼も三十分ほどの散歩の後半には、歩き疲れて私の腕の中でスヤスヤとお昼寝タイムに入る。その無邪気な寝顔に思わず心が癒される▼孫が十二歳になるまであと十年ほど。我が家の恒例行事である「小学六年夏の親子三代そろっての富士登山」を目標に、年末の人間ドックで提示されたイエローカードを撤廃すべく、生活習慣を見直し健康管理に気を配ろう。まずは禁煙、そして、目指せ一日一万歩。

主な内容

- 記事・通常国会開幕 2面
- 資料・平成29年度税制改正大綱実現項目 4〜5面
- 特集・日税連賀詞交歓会出席国會議員一覧 6面
- 後援会だより「奥野総一郎議員」7面

針葉樹

一歳四カ月になった我が家の孫は、好奇心のかたまり。何事にも興味津々で怖いもの知らずの彼は、頼りない足取りでまわりの心配をよそにどこへでも進出していく。

税理士業界「助け合い」の合言葉「にちぜいきょうさい」

日本税理士共済会の「災害見舞金制度」は、弊会の各種保険制度・年金制度に加入されている皆様にご負担いただいている制度運営費の一部を、見舞金の原資としております。

昭和28年の水害以来、突然襲いかかる地震や水害等の自然災害で被災した仲間を助ける弊会独自の制度です。

自分の「ある日突然」に備えるため、そして仲間の「ある日突然」に備えるため、日本税理士共済会の各制度へのご加入を是非ともお願い申し上げます。



個人年金
おしどり保障
申込受付中

詳細のお問合せ
お申込みは

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321
FAX 03-5740-0323
e-mail:jim@zeirishikyosai.com

http://www.zeirishikyosai.com

税理士共済会

検索

第192回通常国会が開幕

税制改正法案が提出

1月20日、第192回通常国会(会期は6月18日まで)の150日間が開幕した。政府は12月22日、平成29年度税制改正大綱を閣議決定後、税制改正法案を通常国会に提出し、年度末までの成立を目指すこととして、1月20日、第192回通常国会(会期は6月18日まで)の150日間が開幕した。

日税政・日税連では、平成29年度税制改正等に関して、①「災害税制」に関する基本法②中小立法化について③消費税率について④取引費税制について⑤消費税制について⑥取引相場のない株式等の評価の適正化について⑦の4点を最重要項目として国会議員への陳情を行っていた。その中でも災害税制の恒久化に関しては、制定の趣旨及び対象となる「災害」の定義を明確にした上で、納税義務及び手続等に係る基本的な取扱いを規定し、また、非上場株式等に

災害が発生した場合、猶予制度、いわゆる事業承継税制についても、災害時にはその適用要件が緩和されるなどの改正が行われ、こちらも日税政の要望が一部実現した(4/5面参照)。

日税政は、引き続き平成29年度税制改正法案の審議状況のほか、政の動向を注視し、税務の専門家として迅速な対応をとることとしている。

活性化へ施策続々

小冊子作成や会議開催

日本税理士政治連盟の後援会対策委員会(南条吉雄委員長)は、後援会活動活性化のための施策を次々に打ち出している。

後援会対策委員会では、税理士の存在をアピールし、税政連・税理士会の目的を実現するために「税理士による国会議員等後援会」の設立を強く推進して来た。委員会では、組織活動方針である「単一位税理士政治連盟における国会議員等後援会の組織の強化と活動の活性化支援」の施策の一環として「後援会活動Q&A(II写真)」の作成・配布②全国後援会活動活性化会議③の2つの実施を決定した。さらに機会があるごとに、単位税政連で開催される「後援会会長連絡会議」への講師としての招聘をお願いしている。年に3〜4単位税政連から派遣要請があり、その場で後援会会長等との議論を通じて地域特性を理解し、それを踏まえて可能な

限りの施策に反映し、効果を高めている。

前述のアンケートにおいて、若手会員の働き方や、被後援者との接点がある機会がある。国会報告会を開催する時の会員動員方法など、後援会活動を行う上で、後援会活動を行う機会がある。その時即答できるようにするため、大きさは持ち運びのできるA6判とし、カバンやポケットに入れやすいサイズとした。内容は、

後援会活動Q&A

(平成29年1月)

日本税理士政治連盟
後援会対策委員会

日本税理士政治連盟では、税制改正陳情の様子や、議員との懇談会などをメールマガジン「日本税政連ニュース」(日本税政連ニュース)として配信しております。写真、配信希望の方は、所属される税理士政治連盟事務局までご連絡をお願いいたします。

●配信日
不定期(お知らせ内容があるときに随時配信します)

メールマガジン「日本税政連ニュース」配信希望者を募



また、メールマガジン「日本税政連ニュース」のバックナンバーは、(URL) <http://www.ichizeisei.jp/cate> ホームページで閲覧可能 gory/activity/

1・12 幹事会各委員会からの報告について/日税連演習交歓会
1・17 広報委員会
会報の企画・編集

字屋

今年、飛躍の年とされているように、西暦の流れて世界が流れており、不満分子の年とされているように、この目を見詰めて、南シナ海の領有権紛争に飛んでいくか少しリーダーであるアメリカ保護主義政治と北京不安定である。イギリスリカだが、パリ協定の大气污染防治が世界を包まない

飛躍の年?

四国 竹内 靖

U 離脱を選 択し、アメリカは経営者ドナルド・トランプの合意破棄、TPP 今朝の国際ニュースを大統領に選出し、離脱を掲げる大統領で、北京の大気汚染。欧州では長い経の誕生である。大量映像を見た後に、低迷と高失業率、のアメリカ国債を保有する中国にとって、青空を眺め、少しの排除する国民感情を、は美味い話である。幸せを感じながら出、反映し極右政党や急る。その中国も官僚勤する。

進左派政党が躍進の汚職、腐敗の蔓延

全部で13の事例がQ&A方式で解説されている。アンケートではその他にも「全国の後援会を集めての研修会を行うってほしい」などの要望もあり、それにこたえる形で、本年に「全国の後援会活動活性化会議」を開催する準備を進めている。全国会議

この会議では「後援会の組織の強化と活動の更なる活性化のための情報交換」を目的とし、パネルディスカッションと短時間のスピーチ・意見交換の2部制で行われる予定である。

日時、場所は未定であるが、4月下旬〜5月上旬、衆議院議員会館を予定している。

日税政の動き

事務所と関与先を守る安心の補償「税理士職業賠償責任保険」

こんな時に税賠保険

2017年2月号
【消費税】

支払対象事例

控除仕入税額計算における一括比例配分方式と個別対応方式の有利不利の確認検討をしなかったために、有利な選択ができず過大納付となった。



SJNK15-14138 (2016年1月7日) 15-T11249 (2016年3月作成)

この案内は概要を説明したものです。詳細はパンフレット・ホームページをご覧ください。引受保険会社または取扱代理店にお問い合わせください。

【引受保険会社】

(東日本幹事) 損保ジャパン日本興亜株式会社
電話 03-3593-6453
(西日本幹事) 東京海上日動火災保険株式会社
電話 03-3515-4153

【取扱代理店】

株式会社日税連保険サービス
ホームページ [ぜいばいほけん](#)
東京都品川区大崎1-11-8-5階 電話 0120-320-912

税賠保険へのご加入をおすすめします

地方短評

TKCと懇談会を開催

東京税理士政治連盟

東京税理士政治連盟 この懇談会は「税理士会(渋谷区)にお 団体の協議会を通じて、TKC東京5会...



この懇談会は「税理士会(渋谷区)にお 団体の協議会を通じて、TKC東京5会...

地方短評

税理士による木村太郎 後援会が結成大会

東北税理士政治連盟

12月10日、ホテルニ村太郎後援会結成大会 ユーキャスル(青森 村太郎衆議院議員(自...



税理士による木村太郎後援会結成大会

漢流

1月20日、米国において ドナルド・トランプ氏が大統領に就任して共和党政権...

自由貿易協定の行方

加を決定したところである 結論は得ないものであつた。米国の不参加・離脱表...

あるTKC5会の政治団体である政経研究会からは会長、幹事長...

可決承認された。後援改正要領書が木村議員 会初代会長に選任され...



地方短評

税理士によるあかま 二郎後援会が設立総会

東京地方税理士政治連盟

11月22日相模原市(市)において「税理士 会館(神奈川県相模原市)によるあかま二郎後援...



地方税理士政治連盟の瀧浪貴治会長、北條副会長、鈴木宗晴幹事長、...

第40回

日税研究賞 論文・著書募集

共催 日本税理士会連合会 公益財団法人日本税務研究センター

本賞は、租税等に関する研究の奨励及び研究水準の向上等を目的として、租税等に関する未公表論文及び既公表論文・著書を公募し、秀逸と認められたものを表彰しています。

応募要領

- 1. 応募論文・著書の範囲 租税法、租税制度、租税論、税務行政、税理士制度及び税務会計に関する未公表の論文及び既公表の論文・著書。 2. 未公表論文...

- 3. 既公表論文・既公表著書 論文を内容とするもので、平成28年以内に公表・刊行された日本語によるもの(共同執筆を除く)。平成27年以前に公表の論文が含まれる論文集、単なる実務上の解説書の域を出ていないもの、改訂版、翻訳物及び訳(事)典類は含まない。 4. 2・3 共通事項...

- <未公表論文> ①研究者の部 最優秀...150万円・1点 優秀...50万円・2点 入選...20万円・2点 ②実務家の部 最優秀...100万円・1点 優秀...50万円・2点 入選...20万円・2点 <既公表論文・著書> ①研究者の部 特別賞...50万円・2点 奨励賞...20万円・2点 ②税理士・実務家・一般の部 特別賞...50万円・2点 奨励賞...20万円・2点

応募期間 平成29年2月1日~3月31日 ※必着

【応募の際必ず応募要領・応募票を、日税研ホームページからプリントアウトするか、または、日税研にご請求ください。】

公益財団法人 日本税務研究センター 第40回「日税研究賞」係 ホームページ http://www.jtri.or.jp 〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館1F TEL. 03 (5435) 0912 (代) FAX. 03 (5435) 0914

平成29年度与党税制改正大綱に 取り上げられた建議項目等(抄)

平成29年1月12日 日本税理士会連合会

重要建議項目

重要建議項目(1)

「災害税制に関する基本法」の立法化について(建議書 はじめに)

災害が国民生活に与える影響は甚大である。東日本大震災や今般の平成28年熊本地震のような自然災害ばかりではない。原子力発電所の事故による被害、新型インフルエンザ・エボラ出血熱等の感染症やテロ等による被害も想定されなければならない。このように甚大な被害が発生した場合、いかに迅速に国家規模の災害危機管理体制を整備するかが問われている。

税制においてこのような対応を可能とするためには、恒久法として「災害税制に関する基本法」を立法化するべきである。この基本法においては、制定の趣旨及び対象となる「災害」の定義を明確にした上で、納税義務及び手続等に係る基本的な取扱いを規定する。災害が発生した場合、対象被災者や対象地域について、納税者が税制

上の基本的な取扱いを判断できるための法整備が不可欠である。税務行政を執行する国及び地方公共団体の権限についても、基本法において一元化すること、枠組みについての緊急時のメルクマールとなる。また、この基本法は、震災等の災害に対応すべく各税目を横断的に統合し、災害発生後は直ちに災害税制として機能させるものとするべきである。

上の措置等(国 税)

その各事業年度に係る確定申告書(期限後申告書を含む。)又はその中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出と同時に、その災害損失額に属する課税事業者となることを選択する場合等において、その災害の状況等を勘案して国税庁長官が別に定める日(以下「指定日」という。)までに課税事業者選択届出書等を提出したときは、本来の提出時期までに提出したものとみなす。また、この場合等において、課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件は適用しないこととする等の措置を講ずる。

第一 平成29年度税制改正の具体的内容
三 法人課税
六 災害に関する税制上の措置等
(国 税)

(1) 法人の災害が発生した日(以下「発災日」という。)から1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は発災日から6月を経過する日までの間に終了する中間期間に於いて生じた災害損失額(欠損金額のうち、その災害により棚卸資産等について生じた損失の額で一定のものに達するまでの金額)がある場合には、

その各事業年度に係る確定申告書(期限後申告書を含む。)又はその中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出と同時に、その災害損失額に属する課税事業者となることを選択する場合等において、その災害の状況等を勘案して国税庁長官が別に定める日(以下「指定日」という。)までに課税事業者選択届出書等を提出したときは、本来の提出時期までに提出したものとみなす。また、この場合等において、課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件は適用しないこととする等の措置を講ずる。

重要建議項目(2)

「災害等による期限延長制度について、国税庁長官は、災害等のやむを得ない理由により、納税者の多数にわたり期限までに申告等を行うことができないと認める場合には、その対象者の範囲及び期日を指定して、当該期限を延長することができるとすることとする。

平成29年4月1日以後に生ずる災害等のやむを得ない理由について適用する。

重要建議項目(4)
取引相場のない株式等の評価の適正化について(建議書 はじめに)

取引相場のない株式等の評価は、原則として純資産額方式と類似業種比準方式に基づいて行われるが、いずれも問題がある。すなわち、純資産額方式においては、相続開始前3年以内に取得した土地等と建物等は帳簿価額(取得時の時価)で資産計上し、退職給付債務は蓋然性の高いものであっても負債としての計上が認められていない。また、類似業種比準方式は、評価会社の業績に変動がない場合においても、上場会社(類似業種)の株価等の変動が評価額に影響を及ぼすこととなっている。したがって、取引相場のない株式等の評価方法のあり方について、適正化を図る観点から早急に見直す必要がある。

重要建議項目(3)

「配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、1:1:1とする。

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方
三 中堅・中小事業者の支援、地方創生の推進
(1) 中堅・中小事業者の支援
⑤ 事業承継税制の見直し
(前略)

また、取引相場のない株式について、相続税法の時価主義の下、より実態に即した評価の見直しを行う。

△与党税制改正大綱P 60
第一 平成29年度税制改正の具体的内容
二 資産課税
六 その他
(国 税)

重要建議項目(5)

「類似業種の上場会社」の株主等の変動が評価額に影響を及ぼすこととなっている。したがって、取引相場のない株式等の評価方法のあり方について、適正化を図る観点から早急に見直す必要がある。

△与党税制改正大綱P 128
六 納税環境整備
二 災害等による期限延長制度における延長手続の拡充
(国 税)

△与党税制改正大綱P 104
四 消費課税
三 災害に関する税制

重要建議項目(6)

「個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ検討される予定である。この検討に際しては、中小企業者・小規模企業者が地方創生に大きく貢献するものであることを認識し、これらの事業者をめぐめる厳しい経済環境に十分に配慮し、いわゆる法人成り企業に対して特別な取扱いがなされることのないようすべきである。具体的には、個人と法人の課税制度の相違を前提とした上で、総合的に検討し、公平・中立・簡素な制度とすべきである。また、「多額の所得を得ながら中小企業向け優遇税制を受けている企業が存在する」との指摘を受けて、資本金1億円基準の見直しが必要とされている。

△与党税制改正大綱P 131
第三 検討事項
三 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考にする。今後の個人所得課税改革において給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

△与党税制改正大綱P 90
第二 平成29年度税制改正の具体的内容
三 法人課税
八 その他の租税特別措置等
(国 税)

重要建議項目(7)

「所得控除が累次に拡充されてきた結果、課税ベースが狭められ、所得税の所得再分配機能が低下しており、かたがた、所得控除は、超過累進税率の下で高所得者に有利に作用していると考えられる。また、少子高齢化による生産人口の減少が景気回復の阻害要因にならないよう、働き手の高齢者が活躍できる社会環境の整備と働き手の選択に対して中立的な税制を構築することは、わが国の緊急の課題である。

△与党税制改正大綱P 131
第三 検討事項
三 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考にする。今後の個人所得課税改革において給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

△与党税制改正大綱P 90
第二 平成29年度税制改正の具体的内容
三 法人課税
八 その他の租税特別措置等
(国 税)

重要建議項目(8)

「これらの課題に適切に対応するために、就業調整を意図しなくして済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。その上で、今後数年をかけて、基礎控除をはじめとする人的控除等の見直し等の諸課題に取り組んでいくこととする。

△与党税制改正大綱P 131
第三 検討事項
三 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考にする。今後の個人所得課税改革において給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

△与党税制改正大綱P 90
第二 平成29年度税制改正の具体的内容
三 法人課税
八 その他の租税特別措置等
(国 税)

重要建議項目(9)

「基礎控除をはじめとする人的控除等については、現在、「所得控除方式」を採用しているが、高所得者ほど税負担の軽減効果が大きいことから、主要諸外国における負担調整の仕組みも参考にしつつ、来年度の税制改正

△与党税制改正大綱P 131
第三 検討事項
三 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考にする。今後の個人所得課税改革において給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

△与党税制改正大綱P 90
第二 平成29年度税制改正の具体的内容
三 法人課税
八 その他の租税特別措置等
(国 税)

重要建議項目(10)

「基礎控除をはじめとする人的控除等については、現在、「所得控除方式」を採用しているが、高所得者ほど税負担の軽減効果が大きいことから、主要諸外国における負担調整の仕組みも参考にしつつ、来年度の税制改正

△与党税制改正大綱P 131
第三 検討事項
三 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考にする。今後の個人所得課税改革において給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

△与党税制改正大綱P 90
第二 平成29年度税制改正の具体的内容
三 法人課税
八 その他の租税特別措置等
(国 税)

重要建議項目(11)

「基礎控除をはじめとする人的控除等については、現在、「所得控除方式」を採用しているが、高所得者ほど税負担の軽減効果が大きいことから、主要諸外国における負担調整の仕組みも参考にしつつ、来年度の税制改正

△与党税制改正大綱P 131
第三 検討事項
三 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考にする。今後の個人所得課税改革において給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

△与党税制改正大綱P 90
第二 平成29年度税制改正の具体的内容
三 法人課税
八 その他の租税特別措置等
(国 税)

重要建議項目(12)

「基礎控除をはじめとする人的控除等については、現在、「所得控除方式」を採用しているが、高所得者ほど税負担の軽減効果が大きいことから、主要諸外国における負担調整の仕組みも参考にしつつ、来年度の税制改正

△与党税制改正大綱P 131
第三 検討事項
三 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考にする。今後の個人所得課税改革において給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

△与党税制改正大綱P 90
第二 平成29年度税制改正の具体的内容
三 法人課税
八 その他の租税特別措置等
(国 税)

において控除方式のあり方について検討を行う。具体的には、収入にかかわらず税負担の軽減額が一定となる「ゼロ税率方式」や「税額控除方式」の導入のほか、現行の「所得控除方式」を維持しつつ高所得者について税負担の軽減額が通減・消失する仕組みの導入が考えられる。

雇用の流動化や、労働者に近い形態で働く自営業主の割合の増加など、働き方が様々な面で多様化している。現在の個人所得課税は、所得の種類に応じた負担調整の仕組みを採用しているが、人的な事情に配慮を行いつつ、ライフスタイルに合わせて多様な働き方を自由に選択できるようにすることが重要である。こうした観点から、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と基礎控除などの「人的控除」のあり方を全体として見直すことを検討していく。

3 中堅・中小事業者の支援、地方創生の推進

(1) 中堅・中小事業者の支援

個人住民税については、地方公共団体が提供する行政サービスの財源確保の面で最も重要な税であることも、応益課税の観点から、広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、制度のあり方を検討していく。その際、個人住民税は、比例税率となっており、控除方式の選択による税負担調整の効果に制約があることに留意する必要がある。

これらの改革に当たっては、個人所得課税の税制全体における位置づけや負担構造のあり方について検討する必要がある。丁寧に進めていくこととする。

【相続税・贈与税】(建議書P2)

(前半略)

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度は、平成25年度税制改正において大幅に改善されたものの、事業承継を必要とする経営者の利用拡大には未だ不十分である。適用要件のより一層の緩和を図り、納税者が利用しやすい制度にすべきである。

△与党税制改正大綱P9

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

個人の富裕層に広がる国際課税のあり方、その重要性はますます高まること予想される。この観点から、中小法人の国外取引活動を支援する措置の検討や未決済アリバイの取り扱いは、個人所得課税分野における課税の公平を確保するための執行体制の一層の整備が必要である。

租税条約の拡充により国際的な二重課税の排除を行うことは、安心してわが国企業や個人が海外事業活動を行う上で重要である。その反面、タックスヘイブン(租税回避地)を利用し、税率が著しく低い国や地域に企業や個人の財産を移転することによって課税を逃れる行為が明るみに出た。二重非課税については国際的に対処し、不正な資産隠しに対しては国際的な課税ルールを構築することが必要である。

(以下略)

△与党税制改正大綱P10

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

4 経済活動の国際化・ICT化への対応と租税回避の効果的な抑制

(1) 国際課税に関する制度の見直し

国際課税については、本大綱の「補論」として盛り込んだ「今後の国際課税のあり方」

【災害対応課税】(建議書P5)

わが国においては、東日本大震災や今般の平成28年熊本地震のような大規模震災等が今後も発生すると予測されている。現行のように大震災が発生してからの災害特例法を立法化し対応するのは迅速性に欠け、また税法体系としての整合性に欠ける結果を招きかねない。国家規模の災害危機管理体制整備の一環として、税制において旧や復興の動きに遅れることなく税制上の対応を早急に行う観点から、災害への税制上の対応の規定を常設化する。

【国際課税】(建議書P4)

経済活動のグローバル化に伴い、国境を超える経済活動に対する国際課税の問題は、法人のみならず中小法人や個人の富裕層に広がる。この重要性はますます高まること予想される。この観点から、中小法人の国外取引活動を支援する措置の検討や未決済アリバイの取り扱いは、個人所得課税分野における課税の公平を確保するための執行体制の一層の整備が必要である。

租税条約の拡充により国際的な二重課税の排除を行うことは、安心してわが国企業や個人が海外事業活動を行う上で重要である。その反面、タックスヘイブン(租税回避地)を利用し、税率が著しく低い国や地域に企業や個人の財産を移転することによって課税を逃れる行為が明るみに出た。二重非課税については国際的に対処し、不正な資産隠しに対しては国際的な課税ルールを構築することが必要である。

(以下略)

△与党税制改正大綱P10

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

4 経済活動の国際化・ICT化への対応と租税回避の効果的な抑制

(1) 国際課税に関する制度の見直し

国際課税については、本大綱の「補論」として盛り込んだ「今後の国際課税のあり方」

【国際課税】(建議書P4)

経済活動のグローバル化に伴い、国境を超える経済活動に対する国際課税の問題は、法人のみならず中小法人や個人の富裕層に広がる。この重要性はますます高まること予想される。この観点から、中小法人の国外取引活動を支援する措置の検討や未決済アリバイの取り扱いは、個人所得課税分野における課税の公平を確保するための執行体制の一層の整備が必要である。

租税条約の拡充により国際的な二重課税の排除を行うことは、安心してわが国企業や個人が海外事業活動を行う上で重要である。その反面、タックスヘイブン(租税回避地)を利用し、税率が著しく低い国や地域に企業や個人の財産を移転することによって課税を逃れる行為が明るみに出た。二重非課税については国際的に対処し、不正な資産隠しに対しては国際的な課税ルールを構築することが必要である。

(以下略)

△与党税制改正大綱P10

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

4 経済活動の国際化・ICT化への対応と租税回避の効果的な抑制

(1) 国際課税に関する制度の見直し

国際課税については、本大綱の「補論」として盛り込んだ「今後の国際課税のあり方」

【国際課税】(建議書P4)

経済活動のグローバル化に伴い、国境を超える経済活動に対する国際課税の問題は、法人のみならず中小法人や個人の富裕層に広がる。この重要性はますます高まること予想される。この観点から、中小法人の国外取引活動を支援する措置の検討や未決済アリバイの取り扱いは、個人所得課税分野における課税の公平を確保するための執行体制の一層の整備が必要である。

租税条約の拡充により国際的な二重課税の排除を行うことは、安心してわが国企業や個人が海外事業活動を行う上で重要である。その反面、タックスヘイブン(租税回避地)を利用し、税率が著しく低い国や地域に企業や個人の財産を移転することによって課税を逃れる行為が明るみに出た。二重非課税については国際的に対処し、不正な資産隠しに対しては国際的な課税ルールを構築することが必要である。

(以下略)

△与党税制改正大綱P10

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

4 経済活動の国際化・ICT化への対応と租税回避の効果的な抑制

(1) 国際課税に関する制度の見直し

国際課税については、本大綱の「補論」として盛り込んだ「今後の国際課税のあり方」

【国際課税】(建議書P4)

経済活動のグローバル化に伴い、国境を超える経済活動に対する国際課税の問題は、法人のみならず中小法人や個人の富裕層に広がる。この重要性はますます高まること予想される。この観点から、中小法人の国外取引活動を支援する措置の検討や未決済アリバイの取り扱いは、個人所得課税分野における課税の公平を確保するための執行体制の一層の整備が必要である。

租税条約の拡充により国際的な二重課税の排除を行うことは、安心してわが国企業や個人が海外事業活動を行う上で重要である。その反面、タックスヘイブン(租税回避地)を利用し、税率が著しく低い国や地域に企業や個人の財産を移転することによって課税を逃れる行為が明るみに出た。二重非課税については国際的に対処し、不正な資産隠しに対しては国際的な課税ルールを構築することが必要である。

(以下略)

△与党税制改正大綱P10

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

4 経済活動の国際化・ICT化への対応と租税回避の効果的な抑制

(1) 国際課税に関する制度の見直し

国際課税については、本大綱の「補論」として盛り込んだ「今後の国際課税のあり方」

【国際課税】(建議書P4)

経済活動のグローバル化に伴い、国境を超える経済活動に対する国際課税の問題は、法人のみならず中小法人や個人の富裕層に広がる。この重要性はますます高まること予想される。この観点から、中小法人の国外取引活動を支援する措置の検討や未決済アリバイの取り扱いは、個人所得課税分野における課税の公平を確保するための執行体制の一層の整備が必要である。

租税条約の拡充により国際的な二重課税の排除を行うことは、安心してわが国企業や個人が海外事業活動を行う上で重要である。その反面、タックスヘイブン(租税回避地)を利用し、税率が著しく低い国や地域に企業や個人の財産を移転することによって課税を逃れる行為が明るみに出た。二重非課税については国際的に対処し、不正な資産隠しに対しては国際的な課税ルールを構築することが必要である。

(以下略)

△与党税制改正大綱P10

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

4 経済活動の国際化・ICT化への対応と租税回避の効果的な抑制

(1) 国際課税に関する制度の見直し

国際課税については、本大綱の「補論」として盛り込んだ「今後の国際課税のあり方」

【国際課税】(建議書P4)

経済活動のグローバル化に伴い、国境を超える経済活動に対する国際課税の問題は、法人のみならず中小法人や個人の富裕層に広がる。この重要性はますます高まること予想される。この観点から、中小法人の国外取引活動を支援する措置の検討や未決済アリバイの取り扱いは、個人所得課税分野における課税の公平を確保するための執行体制の一層の整備が必要である。

租税条約の拡充により国際的な二重課税の排除を行うことは、安心してわが国企業や個人が海外事業活動を行う上で重要である。その反面、タックスヘイブン(租税回避地)を利用し、税率が著しく低い国や地域に企業や個人の財産を移転することによって課税を逃れる行為が明るみに出た。二重非課税については国際的に対処し、不正な資産隠しに対しては国際的な課税ルールを構築することが必要である。

(以下略)

△与党税制改正大綱P10

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

4 経済活動の国際化・ICT化への対応と租税回避の効果的な抑制

(1) 国際課税に関する制度の見直し

国際課税については、本大綱の「補論」として盛り込んだ「今後の国際課税のあり方」

マイナンバー対策はお済みですか? マイナンバー制度に対応した「データ管理の達人」と「電子申告の達人」好評発売中!!

データ管理の達人
マイナンバーを含むマスター情報を一元的に管理し、「申告書作成ソフト」とシームレスに連携

電子申告の達人
電子申告データの作成から署名・送信までシンプルな操作で実現、電子申告に便利なきざまな機能も提供

達人シリーズ (帳簿ソフト)
TACTICS財務 (財務ソフト)
達人Cube (オンライン帳簿サービス)

全国税理士データ通信協同組合連合会 (財務大臣認可)
Tel: 03-3350-4522 Fax: 03-3350-4628
http://www.zenkoku-data.net E-mail: jim-k@zenkoku-data.net

東京地方税理士会データ通信協同組合 Tel: 045-243-0561
中部税理士会データ通信協同組合 Tel: 052-932-1212
東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260
中国税理士データ通信協同組合 Tel: 082-246-0088
四国税理士データ通信協同組合 Tel: 089-945-1171
東北税理士データ通信協同組合 Tel: 022-293-0503
近畿税理士データ通信協同組合 Tel: 080-8533-6412
関東信越税理士データ通信協同組合 Tel: 045-243-0561
北海道税理士データ通信協同組合 Tel: 011-876-0830

日税連(神津信一会長)は、1月12日、東京マリオットホテルにおいて新年賀詞交歓会を開催した。当日は、高市早苗総務大臣をはじめ、塩崎恭久厚生労働大臣、大塚拓財務副大臣など多数の国会議員を来賓に迎え、日税連と単位税連では、役員をはじめ後援会会員が対応に努めた。賀詞交歓会の出席議員は次のとおり。

(敬称略・順不同・青ゴシックは本人出席・党派は1月12日現在。「自」は自由民主党、「民」は民進党、「公」は公明党、「維」は日本維新の会、「由」は自由党、「社」は社会民主党、「日」は日本のこころを大切にしよう党、「無」は無所属を表す)

- 東京税理士政治連盟
- 山田 美樹 東京1区 自 甘利 明 神奈川13区 自
 - 石原 宏高 東京3区 自 篠原 豪 比例南関東 民
 - 平 将明 東京4区 自 古屋 範子 比例南関東 公
 - 若宮 健嗣 東京5区 自 中谷 真一 比例南関東 自
 - 越智 隆雄 東京6区 自 堀内 昭子 比例南関東 自
 - 石原 伸晃 東京8区 自 神山 洋介 比例南関東 民
 - 菅原 一秀 東京9区 自 本村賢太郎 比例南関東 民
 - 鴨下 一郎 東京13区 自 佐々木さやか 比例南関東 公
 - 柿沢 未途 東京15区 自 三浦 信祐 比例南関東 公
 - 小田原 深 東京21区 自 島村 大 比例南関東 自
 - 伊藤 達也 東京22区 自 三原じゅん子 比例南関東 自
 - 井上 信治 東京25区 自 牧山ひろえ 比例南関東 民
 - 秋元 司 比例東京 自 ■千葉県税理士政治連盟
 - 菅 直人 比例東京 民 田嶋 要 千葉1区 民
 - 初鹿 明博 比例東京 民 小林 鷹之 千葉2区 民
 - 松原 仁 比例東京 民 野田 佳彦 千葉4区 民
 - 武見 敏三 比例東京 自 藤浦健太郎 千葉5区 自
 - 蓮 舫 比例東京 民 渡辺 博道 千葉6区 自
 - 小川 敏夫 比例東京 民 齋藤 健 千葉7区 自
 - 山口那津男 比例東京 公 櫻田 義孝 千葉8区 自
 - 片山さつき 比例代表 自 森 英介 千葉11区 自
 - 中山 恭子 比例代表 日 富田 茂之 比例南関東 公
 - 白 眞勲 比例代表 民 門山 宏裕 比例南関東 自
 - 東京地方税理士政治連盟
 - 松本 純 神奈川1区 自 猪口 邦子 比例南関東 民
 - 浅尾慶一郎 神奈川4区 自 無 豊田 俊郎 千葉選挙区 自
 - 鈴木 祐祐 神奈川7区 自 元榮太一郎 千葉選挙区 自
 - 笠 浩史 神奈川9区 自 小西 洋之 千葉選挙区 民
 - 田中 和徳 神奈川10区 自 長浜 博行 千葉選挙区 民
 - 星野 剛士 神奈川12区 自 ■関東信越税理士政治連盟

日税連賀詞交歓会 盛大に開催

59人の国会議員来場



大塚財務副大臣



山口那津男公明党代表



赤松広隆民進党議連会長



古川元久民進党税調会長(中央)

	衆議院	参議院	合計
本人出席	48人	11人	59人
代理出席	208人	70人	278人
合計	256人	81人	337人

- 伊佐 進一 大阪6区 公 和 義明 北海道5区 自
- 渡邊 泰三 大阪7区 自 佐々木隆博 北海道6区 自
- 大塚 高司 大阪8区 自 伊東 良孝 北海道7区 自
- 原田 憲治 大阪9区 自 逢坂 誠二 北海道8区 自
- 辻元 清美 大阪10区 自 堀井 学 北海道9区 自
- 宗清 皇一 大阪13区 自 中川 郁子 北海道10区 自
- 竹本 直一 大阪16区 自 佐藤 英道 比例北海道 公
- 北側 一雄 大阪16区 自 今津 寛 比例北海道 自
- 藤井比呂之 兵庫4区 自 前田 一男 比例北海道 自
- 西村 康稔 兵庫9区 自 荒井 聰 比例北海道 民
- 渡海紀三朗 兵庫10区 自 松本 謙公 比例北海道 民
- 松本 剛明 兵庫11区 自 長谷川 岳 北海道選挙区 自
- 山口 壯 兵庫12区 自 徳永 エリ 北海道選挙区 民
- 馬淵 澄夫 奈良1区 自 津島 淳 青森1区 自
- 高市 早苗 奈良2区 自 江渡 聡徳 青森2区 自
- 奥野 信晃 奈良3区 自 津島 聡 青森3区 自
- 奥野 信晃 奈良4区 自 津島 聡 青森4区 自
- 奥野 信晃 奈良5区 自 津島 聡 青森5区 自
- 奥野 信晃 奈良6区 自 津島 聡 青森6区 自
- 奥野 信晃 奈良7区 自 津島 聡 青森7区 自
- 奥野 信晃 奈良8区 自 津島 聡 青森8区 自
- 奥野 信晃 奈良9区 自 津島 聡 青森9区 自
- 奥野 信晃 奈良10区 自 津島 聡 青森10区 自
- 奥野 信晃 奈良11区 自 津島 聡 青森11区 自
- 奥野 信晃 奈良12区 自 津島 聡 青森12区 自
- 奥野 信晃 奈良13区 自 津島 聡 青森13区 自
- 奥野 信晃 奈良14区 自 津島 聡 青森14区 自
- 奥野 信晃 奈良15区 自 津島 聡 青森15区 自
- 奥野 信晃 奈良16区 自 津島 聡 青森16区 自
- 奥野 信晃 奈良17区 自 津島 聡 青森17区 自
- 奥野 信晃 奈良18区 自 津島 聡 青森18区 自
- 奥野 信晃 奈良19区 自 津島 聡 青森19区 自
- 奥野 信晃 奈良20区 自 津島 聡 青森20区 自
- 奥野 信晃 奈良21区 自 津島 聡 青森21区 自
- 奥野 信晃 奈良22区 自 津島 聡 青森22区 自
- 奥野 信晃 奈良23区 自 津島 聡 青森23区 自
- 奥野 信晃 奈良24区 自 津島 聡 青森24区 自
- 奥野 信晃 奈良25区 自 津島 聡 青森25区 自
- 奥野 信晃 奈良26区 自 津島 聡 青森26区 自
- 奥野 信晃 奈良27区 自 津島 聡 青森27区 自
- 奥野 信晃 奈良28区 自 津島 聡 青森28区 自
- 奥野 信晃 奈良29区 自 津島 聡 青森29区 自
- 奥野 信晃 奈良30区 自 津島 聡 青森30区 自
- 奥野 信晃 奈良31区 自 津島 聡 青森31区 自
- 奥野 信晃 奈良32区 自 津島 聡 青森32区 自
- 奥野 信晃 奈良33区 自 津島 聡 青森33区 自
- 奥野 信晃 奈良34区 自 津島 聡 青森34区 自
- 奥野 信晃 奈良35区 自 津島 聡 青森35区 自
- 奥野 信晃 奈良36区 自 津島 聡 青森36区 自
- 奥野 信晃 奈良37区 自 津島 聡 青森37区 自
- 奥野 信晃 奈良38区 自 津島 聡 青森38区 自
- 奥野 信晃 奈良39区 自 津島 聡 青森39区 自
- 奥野 信晃 奈良40区 自 津島 聡 青森40区 自
- 奥野 信晃 奈良41区 自 津島 聡 青森41区 自
- 奥野 信晃 奈良42区 自 津島 聡 青森42区 自
- 奥野 信晃 奈良43区 自 津島 聡 青森43区 自
- 奥野 信晃 奈良44区 自 津島 聡 青森44区 自
- 奥野 信晃 奈良45区 自 津島 聡 青森45区 自
- 奥野 信晃 奈良46区 自 津島 聡 青森46区 自
- 奥野 信晃 奈良47区 自 津島 聡 青森47区 自
- 奥野 信晃 奈良48区 自 津島 聡 青森48区 自
- 奥野 信晃 奈良49区 自 津島 聡 青森49区 自
- 奥野 信晃 奈良50区 自 津島 聡 青森50区 自
- 奥野 信晃 奈良51区 自 津島 聡 青森51区 自
- 奥野 信晃 奈良52区 自 津島 聡 青森52区 自
- 奥野 信晃 奈良53区 自 津島 聡 青森53区 自
- 奥野 信晃 奈良54区 自 津島 聡 青森54区 自
- 奥野 信晃 奈良55区 自 津島 聡 青森55区 自
- 奥野 信晃 奈良56区 自 津島 聡 青森56区 自
- 奥野 信晃 奈良57区 自 津島 聡 青森57区 自
- 奥野 信晃 奈良58区 自 津島 聡 青森58区 自
- 奥野 信晃 奈良59区 自 津島 聡 青森59区 自
- 奥野 信晃 奈良60区 自 津島 聡 青森60区 自
- 奥野 信晃 奈良61区 自 津島 聡 青森61区 自
- 奥野 信晃 奈良62区 自 津島 聡 青森62区 自
- 奥野 信晃 奈良63区 自 津島 聡 青森63区 自
- 奥野 信晃 奈良64区 自 津島 聡 青森64区 自
- 奥野 信晃 奈良65区 自 津島 聡 青森65区 自
- 奥野 信晃 奈良66区 自 津島 聡 青森66区 自
- 奥野 信晃 奈良67区 自 津島 聡 青森67区 自
- 奥野 信晃 奈良68区 自 津島 聡 青森68区 自
- 奥野 信晃 奈良69区 自 津島 聡 青森69区 自
- 奥野 信晃 奈良70区 自 津島 聡 青森70区 自
- 奥野 信晃 奈良71区 自 津島 聡 青森71区 自
- 奥野 信晃 奈良72区 自 津島 聡 青森72区 自
- 奥野 信晃 奈良73区 自 津島 聡 青森73区 自
- 奥野 信晃 奈良74区 自 津島 聡 青森74区 自
- 奥野 信晃 奈良75区 自 津島 聡 青森75区 自
- 奥野 信晃 奈良76区 自 津島 聡 青森76区 自
- 奥野 信晃 奈良77区 自 津島 聡 青森77区 自
- 奥野 信晃 奈良78区 自 津島 聡 青森78区 自
- 奥野 信晃 奈良79区 自 津島 聡 青森79区 自
- 奥野 信晃 奈良80区 自 津島 聡 青森80区 自
- 奥野 信晃 奈良81区 自 津島 聡 青森81区 自
- 奥野 信晃 奈良82区 自 津島 聡 青森82区 自
- 奥野 信晃 奈良83区 自 津島 聡 青森83区 自
- 奥野 信晃 奈良84区 自 津島 聡 青森84区 自
- 奥野 信晃 奈良85区 自 津島 聡 青森85区 自
- 奥野 信晃 奈良86区 自 津島 聡 青森86区 自
- 奥野 信晃 奈良87区 自 津島 聡 青森87区 自
- 奥野 信晃 奈良88区 自 津島 聡 青森88区 自
- 奥野 信晃 奈良89区 自 津島 聡 青森89区 自
- 奥野 信晃 奈良90区 自 津島 聡 青森90区 自
- 奥野 信晃 奈良91区 自 津島 聡 青森91区 自
- 奥野 信晃 奈良92区 自 津島 聡 青森92区 自
- 奥野 信晃 奈良93区 自 津島 聡 青森93区 自
- 奥野 信晃 奈良94区 自 津島 聡 青森94区 自
- 奥野 信晃 奈良95区 自 津島 聡 青森95区 自
- 奥野 信晃 奈良96区 自 津島 聡 青森96区 自
- 奥野 信晃 奈良97区 自 津島 聡 青森97区 自
- 奥野 信晃 奈良98区 自 津島 聡 青森98区 自
- 奥野 信晃 奈良99区 自 津島 聡 青森99区 自
- 奥野 信晃 奈良100区 自 津島 聡 青森100区 自

後援会だより

おくのそういちろう

奥野総一郎 後援会

(衆議院議員比例南関東 民進党)

設立 平成23年1月
会長 本村 侑英

後援会役員

会長 本村 侑英



副会長 篠 鈴木 久
副会長 篠 鈴木 英
幹事長 篠 鈴木 慶

奥野総一郎議員は、民主党が空前絶後の308議席を獲得して政権交代を実現した平成21年8月の第45回衆議院議員総選挙で初当選を果たした。

爾来、平成24年第46回衆議院議員総選挙、

奥野議員は、の中央に位置する。住宅開発、都市化が進み、勤労者世帯が増加しているといえ金権干葉と呼ばれた保守色の強い選挙区である。選挙区は、千野事務所で陳情を実施している。現在、奥野議員は、四街道市、佐倉市、八街市の地域からなり、平成28年12月7日に平成29年度税制改正について政府に申し入れを行った。

議員事務所にて本村後援会長をはじめとした千葉県税政連会員と

奥野議員からのメッセージ



謹賀新年
本年は総選挙が予想される。ご要望の実現に尽力し、職(調査官)、平成21年8月衆議院議員選挙初当選。平成26年12月衆議院議員選挙3期目、現在、民進党NCは大変お世話になると生まれ、平成元年3月総務大臣、総務委員会理事、民進党税制調査会副会長



奥野議員に平成29年度税制改正要書を手交し陳情



円滑な事業承継等を実現する

VIP大型総合保障制度

様々なプランで、万一のときの保障を

- **経営者大型保険 (集団扱定期保険)**
掛捨ての割安な保険料で入院や手術を含む総合的な保障をする保険です。経営者に万が一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります。
- **経営者保険総合プラン**
働きざかりの経営者等の生涯保障や、役員・幹部社員の退職金準備等に活用できるよう、終身保険、養老保険など多彩な商品を用意しています。
- **経営者スーパープラン**
ガンなどの生活習慣病保障に重点をおいた保険や高度先進医療保険、介護保険など様々なニーズに応える医療保険全般を用意しています。

＜募集保険会社＞

- 朝日生命 ●第一生命 ●日本生命 ●ジブラルタ生命
- メットライフ生命 ●明治安田生命 ●住友生命
- エヌエヌ生命 ●損保ジャパン日本興亜ひまわり生命
- アフラック ●アクサ生命 ●富国生命
- オリックス生命 ●三井住友海上あいおい生命

- **団体所得補償保険**
突然の病気やケガで就業できなくなったときの就業不能期間が補償されます。
<無事故戻し20%>

保険料は
30%の
団体割引

引受保険会社/損害保険ジャパン日本興亜
東京海上日動火災

- **団体長期障害所得補償保険**
長期にわたる就業不能期間が補償されます。

保険料は
30%の
団体割引

引受保険会社/損害保険ジャパン日本興亜

- **新・団体医療保険**
入院1日目から補償、日帰り入院も補償します。
(一入院最高120日、通算1000日まで補償)

保険料は
30%の
団体割引

引受保険会社
損害保険ジャパン日本興亜



お役立てください

全税共の 会員サービス



介護の悩みを電話でサポート 介護無料相談

- ・介護施設の種類等を知りたい
- ・介護認定を受ける手続きは
- ・訪問看護を受けたいが…等

業務委託先
SOMPOリスクマネジメント(株)

＜お問い合わせ先＞
全税共会員専用フリーダイヤル
0120-009-737

電話による税の無料相談

相談員は全員、各税目のエキスパートとして長年にわたって活躍してきた税理士です。安心してご相談頂けます。

共催:日本税理士会連合会
(公財)日本税務研究センター
支援:全国税理士共栄会

＜お問い合わせ先＞
税務相談室専用ダイヤル
(公財)日本税務研究センター内
(直通) 03-3492-6016

全税共会員は入会金が割引に

健康相談 セカンドオピニオン

理想的な健康医療サービスをご利用いただける
会員制健康クラブです

提携先:T-PEC(株)

＜お問い合わせ先＞
全税共事務代行社:(株)日税ビジネスサービス
0120-155-551

ご契約いただくと全税共会員限定の特典付

24時間365日、いつでも見守り駆けつけます ホームセキュリティ

- ・最近、近所で空き巣被害が…
- ・離れて暮らしている高齢の両親が心配
- ・共働きで留守が多い…等

提携先:セコム(株)

＜お問い合わせ先＞
セコムホームマーケットデスク
0120-756-892

全税共会員限定の割引有

高齢者の「いつも」と「もしも」をサポート みまもりサポート

もしものときの「駆けつけ」から、ちょっとした体調に関する「相談」まで。ご家族皆さまの安心をお約束いたします。

提携先:総合警備保障(株)

＜お問い合わせ先＞
ALSOKテレフォンサービスセンター
0120-39-2413

全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

全税共の事業は、ホームページでご案内しています。 <http://www.zenzeikyo.com/>